

令和 6 年度給与改定等の概要について

第 1 議員及び常勤特別職 【議案第 3 号・4 号関係】

1 議員

(1) 報酬月額を下表のとおり改定する。

区分	改定前	改定後	差額
議長	635,000 円	645,000 円	+10,000 円
副議長	585,000 円	595,000 円	+10,000 円
議員	535,000 円	545,000 円	+10,000 円

(2) 期末手当を下表のとおり改定する。

6 月期		12 月期		年間支給割合	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1.7 月	1.725 月	1.7 月	1.725 月	3.4 月	3.45 月
	+0.025 月		+0.025 月		+0.05 月

2 常勤特別職

(1) 給料月額を下表のとおり改定する。

区分	改定前	改定後	差額
市長	1,075,000 円	1,090,000 円	+15,000 円
副市長	895,000 円	910,000 円	+15,000 円
教育長	785,000 円	800,000 円	+15,000 円

(2) 期末手当を下表のとおり改定する。

6 月期		12 月期		年間支給割合	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1.7 月	1.725 月	1.7 月	1.725 月	3.4 月	3.45 月
	+0.025 月		+0.025 月		+0.05 月

3 改定の時期

公布の日から施行する。

ただし、1 (1) 及び 2 (1) については令和 7 年 1 月 1 日から適用し、
1 (2) 及び 2 (2) については令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

第2 一般職（会計年度任用職員を除く）**【議案第5号関係】****1 給 料**

給料表を改定する。

（給料月額を 3,400 円～26,600 円引き上げ）

2 期末・勤勉手当

下表のとおり改定する。

（1）再任用職員以外の支給割合

	6 月 期		12 月 期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	1.225 月	1.25 月	1.225 月	1.25 月	2.45 月	2.5 月
		+0.025 月		+0.025 月		+0.05 月
勤勉手当	1.025 月	1.05 月	1.025 月	1.05 月	2.05 月	2.1 月
		+0.025 月		+0.025 月		+0.05 月
計	2.25 月	2.3 月	2.25 月	2.3 月	4.5 月	4.6 月
		+0.05 月		+0.05 月		+0.1 月

（2）再任用職員の支給割合

	6 月 期		12 月 期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	0.6875 月	0.7 月	0.6875 月	0.7 月	1.375 月	1.4 月
		+0.0125 月		+0.0125 月		+0.025 月
勤勉手当	0.5 月	0.5125 月	0.5 月	0.5125 月	1 月	1.025 月
		+0.0125 月		+0.0125 月		+0.025 月
計	1.1875 月	1.2125 月	1.1875 月	1.2125 月	2.375 月	2.425 月
		+0.025 月		+0.025 月		+0.05 月

3 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

令和6年人事院勧告及び京都府人事委員会勧告に準じて以下の改定を行う。

(1) 給 料

給料表を改定する。

(3級～7級の初号近辺の号給を4号～16号カットし、8級の号給を45号から9号に大きくくり化する)

(2) 地域手当

支給割合を下表のとおり改定する。

	現行	令和7年度	令和8年度以降
支給割合	6%	7%	8%

(3) 管理職員特別勤務手当

平日深夜勤務における支給対象時間帯を下表のとおり改定する。

	現行	改正後
支給対象時間帯	午前0時～5時	午後10時～午前5時

(4) 住居手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する。

4 改定の時期

1、2については公布の日から施行する。

ただし、1については令和6年4月1日から適用し、2については令和6年6月1日から適用する。

3については令和7年4月1日から施行する。

第3 会計年度任用職員	【議案第6号関係】
-------------	-----------

1 期末・勤勉手当

下表のとおり改定する。

	6 月 期		12 月 期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	1. 225 月	1. 25 月	1. 225 月	1. 25 月	2. 45 月	2. 5 月
		+0. 025 月		+0. 025 月		+0. 05 月
勤勉手当	1. 025 月	1. 05 月	1. 025 月	1. 05 月	2. 05 月	2. 1 月
		+0. 025 月		+0. 025 月		+0. 05 月
計	2. 25 月	2. 3 月	2. 25 月	2. 3 月	4. 5 月	4. 6 月
		+0. 05 月		+0. 05 月		+0. 1 月

2 改定の時期

公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。